

第20号議案

「第7回 JEES 教育シンポジウム」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成31年4月11日

提出者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子

別記様式第1号（第6条関係）

文京区教育委員会 後援 名義使用申請書

2019年 3月 18日

文京区教育委員会 殿

申請者（申請団体）特定非営利活動法人 全国初等教育研究会

住所（所在地） 東京都豊島区東池袋4丁目21番1号
アウルタワー2階
代表者名 (ふりがな) ほりた たつや
理事長 堀田 龍也



代表者連絡先 (事務担当者) 担当者： 事務局 山田智之
電話番号： 03-3971-5152
FAX番号： 03-3971-9188
メールアドレス： info@jees.jp

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 後援名義を使用したく、
申請します。

記

事業名	第7回 JEES教育シンポジウム	
実施期間	2019年 7月 21日（日）から 2019年 7月 21日（日）まで (1日間)	
実施場所	ホテル椿山荘東京（東京都文京区関口2-10-8）	
事業内容	目的※	2020年から全面実施される新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業実践が求められる。とりわけ、各教科の「見方・考え方」が重要なキーワードとなっているが、学校現場では若手教員を中心に具体的な授業づくりに対する不安感も聞かれる。そこで当法人では、岩手県公立小学校で長きにわたり教諭・副校長を務められ、社会科授業のスペシャリストでもある佐藤正寿氏（東北学院大学 文学部教育学科 教授/当法人理事）と、筑波大学附属小学校で教鞭をとられ、算数授業のスペシャリストである盛山隆雄氏（筑波大学附属小学校/当法人理事）をはじめとする講師を招き、実際に児童を相手にした公開授業の実施を通して、特に若手教員に向け新学習指導要領のめざす授業づくりについて解説するシンポジウムを開催する。参加者の学びは、区内の児童・生徒の教育に還元されることが期待される。
	内容	東北学院大学 佐藤正寿教授と筑波大学附属小学校 盛山隆雄教諭による公開授業および当法人理事によるリフレクション（解説・ディスカッション）を中心としたプログラム。詳細は別紙参照。
	対象者	教育関係者（教育委員会、教員）（参加予定人員 300人）
	参加費	1,000円（資料代。学生は無料） ※ 13:00からのリフレクション第2部参加者からは軽食代として別途1,000円徴収
他団体の共催、後援等（申請中、承認済の別）	文部科学省（申請中）、東京都教育委員会（申請中）	
備考		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない		

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

実施要綱

1 行事の名称 第7回 JEES 教育シンポジウム

2 開催期日 平成31年7月21日（日）
9:30～12:45（シンポジウム）、13:00～14:00（リフレクション第2部）

3 目的

2020年から全面実施される新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業実践が求められている。とりわけ、各教科の「見方・考え方」が重要なキーワードとなっているが、学校現場では若手教員を中心に具体的な授業づくりに対する不安感も聞かれる。

当法人では多くの文部科学省関係者や研究者、実践者に協力いただき、これまで毎年1回のシンポジウムや毎年2～3回のセミナー、およびフリーマガジン（10万部）の発行を通して、教員や教育委員会関係者等に対し、新学習指導要領の実施に向け、理解を深める啓発活動を行ってきた（シンポジウムの実績については別添資料参照）。

過去開催したシンポジウムおよびセミナーには、北海道から沖縄まで、広く全国から累計2,068名の教育関係者が参加し好評を得ている。

そこで当法人では今年も引き続きシンポジウムを開催し、新学習指導要領のさらなる啓発活動に取り組んでいく。

具体的には、岩手県公立小学校で長きにわたり教諭・副校長を務められ、社会科授業のスペシャリストでもある佐藤正寿氏（東北学院大学 文学部教育学科 教授/当法人理事）と、筑波大学附属小学校で教鞭をとられ、算数授業のスペシャリストである盛山隆雄氏（筑波大学附属小学校/当法人理事）をはじめとする講師を招き、実際に児童を相手にした公開授業の実施を通して、特に若手教員に向け新学習指導要領のめざす授業づくりについて解説するプログラムとする。このシンポジウムの開催により、新学習指導要領の理解促進および区内の児童・生徒への教育に資するものとする。

4 参加対象及び参加見込み数

対象： 教育関係者（教育委員会、教員）

参加見込み数： 約300名

5 共催・後援団体

共催 なし

後援 文部科学省（申請中）、東京都教育委員会（申請中）

6 入場料等徴収金

1,000円（資料代・学生は無料）

※ 13:00からのリフレクション第2部参加者からは軽食代として別途1,000円徴収

<次ページへ続<>

7 開催当日の日程（予定）

■9:30～12:45（シンポジウム）

- 1) 開会のことば、シンポジウムの趣旨説明【9:30～9:35】
堀田 龍也先生 (JEES 理事長／東北大学大学院 教授)
- 2) 公開授業（筑波大学附属小の児童 約 30 名が参加）
公開授業①【9:35～10:25】
<社会>佐藤 正寿先生 (JEES 理事／東北学院大学文学部 教授)
- 3) 休憩【10:25～10:40】
- 4) 公開授業（筑波大学附属小の児童 約 30 名が参加）
公開授業②【10:40～11:30】
<算数>盛山 隆雄先生 (JEES 理事／筑波大学附属小学校 教諭)
- 5) 休憩【11:30～11:50】
- 6) 公開授業の解説とリフレクション①【11:50～12:40】
[司会進行] 堀田 龍也先生 (JEES 理事長／東北大学大学院 教授)
[実践者] 盛山 隆雄先生 (JEES 理事／筑波大学附属小学校 教諭)
佐藤 正寿先生 (JEES 理事／東北学院大学文学部 教授)
[コメンテーター] 藤川 大祐先生 (JEES 理事／千葉大学教育学部 教授)
- 7) 閉会のことば【12:40～12:45】
森 達也 (JEES 副理事長)

■13:00～14:00（リフレクション第 2 部）

- 1) 公開授業の解説とリフレクション②【13:00～14:00】

[進行] 藤川 大祐先生 (JEES 理事／千葉大学教育学部 教授)
堀田 龍也先生 (JEES 理事長／東北大学大学院 教授)
佐藤 正寿先生 (JEES 理事／東北学院大学文学部 教授)

※ 第 1 部で参加者が記入し、回収するコメントペーパーをもとに、
シンポジウムの時間内で回答できなかった公開授業のポイントをさらに解説する。

以上

事業予算書

事業名 第7回JEES教育シンポジウム

団体名 特定非営利活動法人 全国初等教育研究会

収入	単位：円	支出	単位：円
当法人からの拠出金	2,034,964	謝金 講師謝金（4名分）。別途源泉徴収。	80,000
資料代 270名×1,000円 児童の保護者からは徴収しないため	270,000	印刷製本費 チラシ印刷@6円×15,000部想定	90,000
軽食代 50名×1,000円	50,000	通信運搬費 都内および近隣自治体の学校へ DM発送4,000部想定	480,000
		交通費 講師交通費・宿泊費	128,700
		賃借料 会場費（椿山荘）	1,540,264
		その他雑費 図書カード（児童へのお礼） @1,000円×36名想定	36,000
計	2,354,964	計	2,354,964

2019年 3月 18日

(備考)

- ・不足が生じた場合には、主催者等が負担するものとする。

特定非営利活動法人 全国初等教育研究会 役員名簿

役職名	氏 名	職業等	備 考
理事長	堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科 教授	
副理事長	森 達也	株式会社教育同人社 代表取締役社長	
理事	藤川 大祐	千葉大学教育学部 教授	
理事	盛山 隆雄	筑波大学附属小学校 教諭	
理事	佐藤 正寿	東北学院大学文学部教育学科 教授	
理事	清水 悅幸	株式会社教育同人社 取締役企画部長	事務局長
幹事	西田 真由美	西田真由美税理士事務所	

理事長プロフィール：

堀田 龍也（ほりた・たつや）

東北大学大学院情報科学研究科・教授（人間社会情報科学専攻メディア情報学講座），博士（工学）

1987年東京都公立小学校・教諭，1992年西東京科学大学理工学部経営工学科・助手，1996年富山大学教育学部附属教育実践研究指導センター・講師，1998年同・助教授，2000年静岡大学情報学部情報社会学科・助教授，2005年独立行政法人メディア教育開発センター研究開発部・准教授，2009年玉川大学学術研究所・准教授，2010年玉川大学教職大学院・教授を経て，2014年より東北大学大学院情報科学研究科人間社会情報科学専攻メディア情報学講座・教授（現職）。

内閣官房「教育再生実行会議」第1分科会・有識者（2014-2015），同技術革新ワーキング・グループ有識者（2018-），第10期中央教育審議会・委員（2019-），中央教育審議会初等中等教育分科会・臨時委員（2015-），同教員養成部会・臨時委員（2015-），同情報ワーキンググループ・主査（2015-2017），同教育課程部会道徳教育専門部会・委員（2014-2015），文部科学省学習指導要領における各項目の分類・整理や関連付け等に資する取組の推進に関する有識者会議・座長（2017-），同「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議・座長（2015-2016），同「デジタル教科書」の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン検討会議・座長（2018-），同小学校段階における論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成とプログラミング教育に関する有識者会議・主査（2016），同学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議・座長（2016-2017）等多数歴任。

特定非営利活動法人全国初等教育研究会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国初等教育研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区東池袋四丁目21番1号 アウルタワー2Fに置く。

(目的)

第3条 この法人は、すべての義務教育下の子どもたちに対して、よりよい教育を提供することを目指し、学校教材の実態調査に基づくより良質の教材の提供、学校及び教員の支援、学校と社会をつなげる活動を開催し、もって義務教育の質の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)情報化社会の発展を図る活動
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ワークテスト等による学力実態調査及び学校教材調査に基づく、より良質の教材開発事業
- (2) 教育講習会、教員サークル支援活動、教員勉強会の開催及びその支援事業
- (3) 学校と社会をつなぐ討論会の開催事業
- (4) 学校および教員を応援する無料誌の発行事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) ホームページや無料情報誌への広告掲載事業
- (2) 教育講習会講師の著作物の販売
- (3) 公的機関からの受託事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3人以上10人以内

(2)監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11)解散における残余財産の帰属
- (12)事務局の組織及び運営

(13)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができます。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第 14 条第 5 項第 5 号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が法第 25 条第 3 項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものと除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 55 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雜 則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

